

青森市国民健康保険条例の一部改正について

1 制定理由

今般、国においては、産科医療補償制度について、平成26年4月21日に開催された厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、当該制度における掛金を現在の一分娩（胎児）当たり3万円から1.6万円に見直すこととする方針が決定された。また、平成26年7月7日に開催された同部会において、出産育児一時金の総額42万円（40.4万円＋加算額（1.6万円））を維持する方針が決定された。

これに基づき、国において平成26年11月19日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたところである。

本市においては、これまで、国民健康保険の被保険者が出産したときは、出生児1人につき、出産育児一時金として39万円、ただし産科医療補償制度に加入の医療機関等での出産については42万円（39万円＋加算額（掛金相当額3万円））を支給していたところであるが、政令等の一部改正を受け、出産育児一時金の支給額について定めた条例の一部改正を行なったものである。

2 制定内容

出産育児一時金の支給について、青森市国民健康保険条例第7条に規定する「39万円」を「40.4万円」に改める。

現行	改正後
<p>出生児1人につき出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給。 ただし、健康保険法施行令及び厚生労働省令に規定する条件を満たしている医療機関等での出産の場合、3万円を超えない範囲内において規則で定める額を加算する。</p>	<p>出生児1人につき出産育児一時金として<u>40.4万円</u>を支給。 ただし、健康保険法施行令及び厚生労働省令に規定する条件を満たしている医療機関等での出産の場合、3万円を超えない範囲内において規則で定める額を加算する。</p>

条例の一部改正に伴い、「青森市国民健康保険条例施行規則」を改正し、加算する金額を現行の「3万円」から「1.6万円」とした。

3 施行期日

平成27年1月1日（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行期日と同日）

青森市国民健康保険条例（平成十七年条例第二百三号）新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p style="text-align: center;">～【略】～</p> <p>（出産育児一時金） 第七条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>四十万四千元</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条ただし書に規定する出産であると認めるときは、<u>四十万四千元</u>に三万円を超えない範囲内において規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">～【略】～</p>	<p style="text-align: center;">～【略】～</p> <p>（出産育児一時金） 第七条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>三十九万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条ただし書に規定する出産であると認めるときは、<u>三十九万円</u>に三万円を超えない範囲内において規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">～【略】～</p>

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の青森市国民健康保険条例第七条第一項の規定は、平成二十七年一月一日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。